

令和2年度 池田町人事行政の運営等の状況の公表について

池田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年池田町条例第4号）第3条各号及び第5条各号に定める事項について、以下のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況 (令和元年度)

| 区分 | 職 種 | 受験者数 | 合格者数 | 令和元年度採用者数 |
|---------|-------|------|------|-----------|
| 大卒短大卒程度 | 一般行政職 | 31人 | 7人 | 7人 |
| 高卒程度 | 技能労務職 | - | - | - |

(2) 退職者数の状況 (令和元年度)

| 退職の種類 | 定年退職 | 普通退職 | 応募認定早期退職 | その他 | 計 |
|-------|------|------|----------|-----|-----|
| 退職者数 | 5人 | 6人 | 1人 | 0人 | 12人 |

(3) 職員数の状況 (各年4月1日現在)

| 部 門 | 区 分 | 職 員 数 | | 対前年 増減数 |
|---------------|------|------------------|------------------|--------------|
| | | 令和元年 | 令和2年 | |
| 一般行政部門 | 議 会 | 2人 | 2人 | 0 |
| | 総 務 | 32人 | 30人 | △ 2 |
| | 税 務 | 9人 | 10人 | 1 |
| | 農林水産 | 8人 | 7人 | △ 1 |
| | 商 工 | 4人 | 4人 | 0 |
| | 土 木 | 10人 | 10人 | 0 |
| | 民 生 | 72人 | 67人 | △ 5 |
| | 衛 生 | 15人 | 15人 | 0 |
| | 小 計 | 152人 | 145人 | △ 7 |
| 特別行政部門 | 教 育 | 29人 | 31人 | 2 |
| | 小 計 | 29人 | 31人 | 2 |
| 公営企業等 会計部門 | 水 道 | 3人 | 3人 | 0 |
| | 下 水 | 6人 | 5人 | △ 1 |
| | その他 | 10人 | 10人 | 0 |
| | 小 計 | 19人 | 18人 | △ 1 |
| 合 計 | | 200人 [205人] | 194人 [205人] | △ 6 [0] |

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

2 職員の人事評価の状況

本町では職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うことにより、公務能率の向上につなげることを目的として人事評価制度を導入しております。

人事評価制度は、職務遂行の過程において発揮した能力を評価する「能力評価」とあらかじめ設定した業務目標の達成度を評価する「業績評価」により行います。

(1) 人事評価の概要

| | |
|---------------|-----------------------------------|
| 評 価 期 間 | 中間評価 4月1日～10月31日 期末評価 11月1日～3月31日 |
| 対 象 職 員 | 全職員（育児休業者及び退職者を除く） |
| 評 価 の 方 法 | 5段階（5から1）で評価 |
| 評 価 結 果 の 活 用 | 任用、給与、分限 |

(2) 人事評価の評価者等

| 被評価者 | 第1次評価者 | 第2次評価者 | 確認者 |
|-----------------|--------|--------|-----|
| 部長 | 副町長 | 町長 | 町長 |
| 課長 | 部長 | 副町長 | 副町長 |
| 課長補佐 ～ 係長 | 課長 | 部長 | 副町長 |
| 主査 ～ 主事 | 課長 | 部長 | 副町長 |
| 技能労務職 | 課長 | 部長 | 副町長 |

3 職員の給与の状況

①職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年4月1日現在)

| 区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|--------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 39.3 歳 | 284,757 円 | 301,011 円 |
| 技能労務職 | 43.7 歳 | 232,762 円 | 234,800 円 |

(注) 1「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

| 区分 | 初任給 |
|-------|---------------|
| 一般行政職 | 大学卒 182,200 円 |
| | 高校卒 150,600 円 |
| 技能労務職 | 大学卒 175,300 円 |
| | 高校卒 151,000 円 |

②職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

| 区分 |
|------------------------|
| (令和元年度支給割合) |
| 期末手当 勤勉手当 |
| 2.6 月分 1.9 月分 |
| (1.45) 月分 (0.9) 月分 |
| (加算措置の状況) |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 |
| 役職加算 2%～15% |

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当 (平成31年4月1日現在)

| 支給率 | 自己都合 | 応募認定・定年 |
|----------|------------|---------------------------|
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.270750 月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709000 月分 |
| 最高限度額 | 47.7090 月分 | 47.709000 月分 |
| その他の加算措置 | | 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) |

(注) 岐阜県市町村退職手当組合の規定による。

(3) その他の手当

(平成31年4月1日現在)

| 手当名 | 支給内容 |
|---------|--|
| 扶養手当 | 配偶者 6,500円 子 10,000円 その他の扶養親族 6,500円 満15歳に達する日後の4月1日から満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間 5,000円加算 |
| 住居手当 | 自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 … 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 … (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 … 27,000円 |
| 通勤手当 | 自動車等の使用者（通勤のために自動車等の使用を常例とするもの、通勤距離が片道2km以上であること）距離に応じて支給 |
| 宿日直手当 | 一般の宿日直 … 1回につき 4,400円 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に対し支給 ・理事・総括部長 … 44,000円 ・部長・次長 … 26,000円～37,000円 ・課長 … 20,000円 |
| 時間外勤務手当 | 正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給 ・勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 1.25倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.5倍) ・週休日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価 × 1.35倍 (22時から翌朝5時までの深夜勤務は1.6倍) |

③特別職の報酬等の状況

(平成31年4月1日現在)

| 区分 | 給料月額 | 期末手当 | 退職手当 |
|-----|-----------|-------------|------------------------------|
| | | (令和元年度支給割合) | (算定方式) (支給時期) |
| 町 長 | 755,000 円 | 4.5 月分 | 退職日における給料月額×在職年数×500/100 任期毎 |
| 副町長 | 612,000 円 | | 退職日における給料月額×在職年数×300/100 任期毎 |
| 教育長 | 400,000 円 | | 退職日における給料月額×在職年数×240/100 任期毎 |

※給与の状況については、該当者が無い場合は空欄となっています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間・休日

| 区分 | 内 容 |
|------|------------------------------------|
| 勤務時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで 7時間45分（休憩時間を除く） |
| 休憩時間 | 午後0時から午後1時まで 1時間 |
| 休日 | 国民の祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで） |
| 週休日 | 土曜日及び日曜日（交代制勤務職員は4週間ごとの期間について8日） |

(2) 休暇制度

| 区分 | 内 容 |
|----------|---|
| 年次休暇 | 1年につき20日間（翌年に限り20日を限度として繰越可） 令和元年平均取得日数 6.1日 |
| 病気休暇 | 負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ない場合 |
| 特別休暇 | 結婚休暇（5日）、夏季休暇（3日）、産前産後休暇（産前6週間、産後8週間）、慶弔休暇（1～7日）、ボランティア休暇（5日）ほか |
| 介護休暇（無給） | 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等を介護する場合（2週間～6ヶ月） |

5 職員の休業に関する状況

| 休業名 | 取得可能期間 | 内 容 |
|--------|------------------|---|
| 育児休業 | 子が3歳に達するまで | ・3歳に満たない子を養育する場合 ・休業期間中、給料は支給されません 令和元年取得者 11人 |
| 育児部分休業 | 子が小学校就学の始期に達するまで | ・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合 ・1日につき2時間以内で、給料は時間分減額支給 令和元年取得者 0人 |

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限及び懲戒処分者数

(令和元年度)

| 区分 | 種類 | 内 容 | 件数 |
|------|----------------------|--|----|
| 分限処分 | 降任 免職 | 勤務実績が良くない場合 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 職に必要な適格性を欠く場合 | 1人 |
| | 休職 | 心身の故障の場合 刑事事件に関し起訴された場合 | 1人 |
| 懲戒処分 | 戒告 減給 停職 免職 | 法令に違反した場合 職務上の義務に違反した場合 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 0人 |

7 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の労働者とは異なる服務上の強い制約が課せられている。

さらに池田町職員服務規程を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えを定めている。

8 職員の退職管理の状況

平成31年度 該当なし

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況

(令和元年度)

| 研修区分 | 研修名 | 受講者数 | 研修日数 | 研修内容 |
|---------------------|---------------|------|------|-----------------------------------|
| 岐阜県市町村職員研修センターによる研修 | 新規採用職員研修 | 10名 | 2日 | 職員としての役割・立場を再認識し、総合的な資質の向上を図る。 |
| | 地方自治制度ほか、36研修 | 93名 | 1～2日 | 各種実務の専門知識を習得し、事務能力の向上を図る。 |
| 共済組合による研修 | ライフプランセミナー | 4名 | 1日 | 40歳代の組合員及びその配偶者を対象に、マネープラン等のセミナー。 |

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の実施状況

(令和元年度)

| 健康診断の種類 | 受診者数 | 備 考 |
|-----------|------|---|
| 年代別総合健康診断 | 200 | 全職員を対象に、岐阜県市町村職員共済組合が実施する健康診断費用助成事業を実施。 |
| 特定保健指導 | 8 | |

(2) 公務災害の発生状況

(令和元年度)

| 区 分 | 件 数 | |
|-----------|----------|----|
| 公務災害の認定件数 | 職務遂行中の負傷 | 2件 |
| | 出張中の負傷 | 0件 |
| | 通勤途上中の負傷 | 0件 |

(3) 福利厚生制度の状況

(令和元年度)

| 区 分 | 概 要 |
|--------------|---|
| 岐阜県市町村職員共済組合 | 地方公務員共済組合法に基づき、職員と町において分担拠出する財源により、長期給付事業、短期給付事業、福祉事業等を行っている。 |

11 公平委員会に係る業務の状況

(1) 公平委員会に係る業務の状況

(令和元年度)

| 区 分 | 件 数 |
|---------------|-----|
| 勤務条件に関する措置要求 | 0件 |
| 不利益処分に関する審査請求 | 0件 |
| 苦情処理 | 0件 |